

平30警察庁甲情公発第4-1号
平成30年1月19日特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子 様

警察 庁 長 官



行政文書開示請求書の補正について（依頼）
平成30年1月4日付けの行政文書の開示請求書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり補正を求めます。

記

1 補正を求める開示請求書

平成30年1月4日付け行政文書開示請求書

2 補正を求める理由

請求する行政文書及び開示請求手数料を確認するため。

3 補正に関する内容

請求する行政文書の名称等に、「DNA型データベース、登録指紋のデータベース、指掌紋自動識別システム、Nシステム、画像情報検索システム、外国人個人識別情報、被疑者写真ファイル（いずれも名称が異なる場合は各名称から合理的に理解できる同様のもの）の個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもの」と記載されておりますが、DNA型データベースはDNA型照会業務及び身元確認照会業務、登録指紋のデータベース及び指掌紋自動識別システムは指掌紋業務、画像情報検索システム及び被疑者写真ファイルは被疑者写真照会業務として、犯罪鑑識官が保有個人情報管理簿を保有しています。ただし、外国人個人識別情報は、出入国管理及び難民認定法第6条第3項に規定されている情報であって、警察庁は当該個人情報ファイルを保有していません。また、捜査支援分析管理官が所管している自動車ナンバー自動読取システムについては、警察庁は個人情報ファイルを保有していません。したがって、外国人個人識別情報及び自動車ナンバー自動読取システムについては、保有個人情報管理簿を作成しておらず、保有していません。

法第16条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条により、開示請求に係る行政文書1件につき300円の開示請求手数料が必要となる場合、保有個人情報管理簿は所属単位で保有しており、補正書記載の全ての行政文書を請求する場合には、3件分の請求となることから、既に納付済みの手数料（300円）のほかに600円の手数料が必要となります。

4 補正の方法について

請求する行政文書を補正書のチェック欄の口にチェックを付けて特定した上で、必要な手数料分の収入印紙を貼付してください。

5 補正の期限

平成30年2月2日（金）までに補正書を送付してください。

6 備考

- (1) 補正に要した日数は、法第10条第1項ただし書により、開示決定等の期間計算には算入しません。
- (2) 期限までに補正書が届かない場合には、「DNA型データベースはDNA型照会業務及び身元確認照会業務、登録指紋のデータベース及び指掌紋自動識別システムは指掌紋業務、画像情報検索システム及び被疑者写真ファイルは被疑者写真照会業務として、犯罪鑑識官が保有している保有個人情報管理簿」について開示決定を行います。

7 連絡先

住 所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
所 属 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
電話番号 03(3581)0141 内線2188
F A X 03(3581)6840 E-mail koukai@npa.go.jp

別紙

補 正 書

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

住 所

氏 名

電話番号

平30警察庁甲情公発第4-1号をもって通知のあった補正依頼について、下記のとおり補正します。

記

※ 該当する全ての項目の□欄にチェック（レ点）を付してしてください。

- DNA型データベースはDNA型照会業務及び身元確認照会業務、登録指紋のデータベース及び指掌紋自動識別システムは指掌紋業務、画像情報検索システム及び被疑者写真ファイルは被疑者写真照会業務として、犯罪鑑識官が保有している保有個人情報管理簿の開示を求める。
- 外国人個人識別情報について、保有個人情報管理簿の開示を求める。
※この場合、保有していないことから開示をしない旨の決定を行います。
- 自動車ナンバー自動読取システムについて、保有個人情報管理簿の開示を求める。
※この場合、保有していないことから開示をしない旨の決定を行います。

収入印紙貼付欄

※ 全ての行政文書を請求する場合には、3件分の請求となり、既に納付済みの手数料（300円）のほかに600円の手数料が必要となります。

- 本件開示請求を取り下げるので、収入印紙に消印を押印せずに開示請求書の返戻を求める。